

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月20日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第11条第1項
許認可等の種類	主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する工事の承認 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第11条第1項 主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。 (関連条項) 地すべり等防止法第12条 [築造等の基準] 地すべり等防止法施行細則第2条 [申請書様式]
審査基準	「行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について」(平成6年9月28日付け6構改D第569号、6林野治第2583号、建設省河傾発第44号、農林水産省構造改善局長、林野庁長官、建設省河川局長通達)3の(1)のア 〔主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事設計及び実施計画の承認は、地すべり防止工事基本計画を勘案し、かつ、第12条に規定する築造等の基準に合致するものについて行うこと。〕
標準処理期間	総期間 25日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 25日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
申請先	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係(電話番号: 011-231-4111(内線27-628))
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm) ※ 処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局(振興局)から石狩、オホーツク、十勝、根室を除く。 なお、空知、上川は調整課指導企画係